

ご挨拶

早いものでいつしか松の内も過ぎてしまいました。皆様、いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回の「AQUA Mirai通信」では、昨年発表された「外商投資企業に係る持分出資に関する暫定規定」（商務部令2012年第8号）（以下、暫定規定）を紹介させていただきます。この暫定規定では、内資企業にしか認められていなかった株式交換（持分交換）による企業買収が、外資企業にも許可されました。

今後、買収や合併企業設立をお考えの方にとって、少しでもお役に立てていただければ幸いです。

「外商投資企業に係る持分出資に関する暫定規定」について

企業に対する出資方法について、中国会社法第27条（出資）には、「株主は、貨幣をもって出資することができ、また、現物、知的財産権、土地使用権等の貨幣によって評価することができかつ法に従い譲渡することのできる非貨幣財産を換算して出資することもできる。但し、法律、行政法規の規定により出資としてはならない財産を除く。」と定められています。

また、2009年3月1日から実施された「持分出資登記管理弁法」（国家工商行政管理総局令第39号）には、出資者は自らが持っている中国国内で設立した有限責任公司又は株式有限公司の持分をもって、中国国内のその他有限責任公司又は株式有限公司に出資することについて規定されていました。

しかしながら、現状、外資企業の場合、商務部門の許可が必要な為、実務上様々な問題があったのが現実です。今回「暫定規定」の発表により、外資企業の持分出資が実務上可能となりました。

「外商投資企業に係る持分出資に関する暫定規定」の概要

1. 適用範囲（「暫定規定」第2条）

中国国内外の投資者（以下、持分出資者）が、自らが有する中国国内企業（以下、持分企業）の持分を以って出資し、外商投資企業（以下、被投資企業）を設立又は変更する行為は今回の「暫定規定」の適用範囲とする。下記の3つの場合を含まれている。

- (1) 新規設立方式で外商投資企業を設立する。
- (2) 増資により非外商投資企業を外商投資企業に変更する。
- (3) 増資により外商投資企業の持分構成を変更する。

2. 限定条件（「暫定規定」第4条）

下記の8つのいずれかに該当する場合、その持分を出資に使用することができない。特に（6）には、不動産企業、外商投資性公司、外商投資ベンチャー（持分）企業の持分を出資に使用することが出来ないとの記載がありますので、ご注意ください。

- （1） 持分企業の登録資本金が全額払い込まれていない場合。
- （2） 質権設定をされている持分。
- （3） 法に基づき凍結されている持分。
- （4） 持分企業の定款（契約）で譲渡不可と規定された持分。
- （5） 規定通りに前年度の外資企業連合年度検査に参加しておらず、または年度検査に合格していない外商投資企業の持分。
- （6） 不動産企業、外商投資性公司、外商投資ベンチャー（持分）企業の持分。
- （7） 法律、行政法規或いは国务院の決定により持分譲渡に許認可が必要とする場合だが、許認可を取得していない場合。
- （8） 法律、行政法規或いは国务院決定に規定されたその他の譲渡不可の場合。

3. 持分出資の金額について（「暫定規定」第6条～第8条）

- （1） 出資に使用する持分は法に基づき設立された中国国内の評価機関に評価してもらう必要がある。（「暫定規定」第6条）
 - （2） 持分出資者は、被投資企業の株主又はその他投資者と協議し、持分評価の結果に基づき持分換算金額及び持分出資金額を確定する。（「暫定規定」第7条）持分換算金額及び持分出資金額の内容は下記の通りである。
 - 1) 持分換算金額：各当事者が認可する持分投資の取引金額。
 - 2) 持分出資金額：実際被投資企業の登録資本金に計上される金額。
 - （3） 被投資企業全株主の持分出資金額及びその他非貨幣財産による出資金額の合計は、被投資企業の登録資本金の70%を上回ってはならない。（「暫定規定」第8条）
4. 持分で外資企業に出資する場合、従来の他の出資方法と異なり、被投資企業にも持分企業にも関係がある。そして外資企業の持分変更にも外資企業の中国国内再投資にも関わる可能性がある。その主な申請ステップは下記の通りである。

ステップ1：被投資企業主管の商務部門に申請する。

ステップ2：持分企業の株主を被投資企業に変更する。

ステップ3：被投資企業は「批准証書」を取得する。

5. 投注差（投資総額と登録資本金の差額）について

被投資企業は有限責任公司の場合、投資総額は従来の規定により、持分出資後の登録資本金に基づき計算すると定められている。（「暫定規定」第9条）

しかし、「暫定規定」第18条にも、「被投資企業の外債登記および輸入免税限度額手続を行う際には、被投資企業の持分出資部分控除後の登録資本金で確定した総投資額に基づき計算する」と定められている。

アクア・みらいコンサルティングよりのコメント

今回の「暫定規定」の施行により、従来実務上問題となった外資企業持分出資の場合の商務部門での審査をクリアしたと言える。特にグループ会社が中国国内での組織再編する際に、新たなオプションが加わったと言えるであろう。

更に、今回の規定により、外資企業にとって従来から問題となっていた特殊再編待遇を享受する為の条件。「持分支払対価はその取引支払総額の85%を下回ってはならない」との問題を解決したもので、これにより譲渡側が持分譲渡特殊再編待遇を受けられる可能性が出た。今後、税務当局の動きに注目したい。

ご質問・ご意見等ございましたら、お気軽にご連絡下さい。

Issued By

株式会社アクアビジネスコンサルティング（作成者：程鵬 編集：小笠原翔大）

上海市南京東路 409-459 号 置地広場 1318 室 200001

TEL：021-6352-1155 FAX：021-6351-6772 E-Mail：info@aqua-consulting.co.jp

唯来企業管理諮詢(上海)有限公司（作成者：関 一則）

200120 上海市浦東新区銀城中路 68 号 時代金融中心 22 楼 2218 室

TEL Japan:(81)3-3519-3970 China:(8621)6194-6633